

一般社団法人新潟県建築士事務所協会建築士事務所登録簿等閲覧規則

(目的)

第1条 この建築士事務所登録簿等閲覧規則(以下「登録簿等閲覧規則」という。)は、一般社団法人新潟県建築士事務所協会(以下「本会」という。)が、建築士法(昭和25年法律第202号)(以下「法」という。)第26条の3の規定に定める県指定事務所登録機関として行う建築士事務所の登録等事務のうち、法第23条の9の規定に基づく登録簿等を一般の閲覧に供する事務(以下「閲覧事務」という。)に関する事項について、新潟県建築士法施行細則(昭和26年新潟県規則第3号)第46条の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

(登録簿等閲覧所の設置)

第2条 建築士事務所の登録簿等の閲覧所は、本会に設置するものとする。

(閲覧日及び時間)

第3条 閲覧事務を行う日は、次に掲げる日以外の日とする。

- (1) 日曜日並びに土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前各号に掲げる日を除く。)
- (4) 盆休み(8月13日から16日までの日)
- (5) その他、本会が個別に定める日

2 閲覧時間は、本会が別途定める登録等事務規程における業務時間内とする。

(閲覧事項)

第4条 閲覧事項は、次の各号に定める事項を対象とするものとする。

(1) 登録簿

法第23条の3の規定に掲げる登録事項(建築士事務所の名称及び所在地、1級・2級・木造建築士事務所の別、登録申請者の氏名(個人である場合はその氏名又は法人である場合はその名称及び役員の氏名)、管理建築士及び所属建築士の氏名及びそのものの1級・2級・木造建築士の別、建築士事務所の登録年月日、登録番号及びその他国土交通省令で定める事項)

(2) 設計等の業務に関する報告書

法第23条の6の規定に掲げる事項(当該事業年度における当該建築士事務所の業務の実績の概要、当該建築士事務所の所属建築士の氏名、所属建築士の当該事業年度における業務実績及びその他国土交通省令で定める事項)

(閲覧申請)

第5条 本会は、登録簿等の閲覧を希望する者からその旨の申し出があった場合には、本会が別に定める登録簿等閲覧申請書に所定の事項を記入させ、これを受け付けるものとする。

(閲覧方法)

第6条 閲覧方法は以下のとおりとする。

- (1) 閲覧所に備える閲覧用の登録簿等について、閲覧事項を書面又は出力装置の映像面に表示させる方法。
- (2) 建築士名簿・建築士事務所登録簿閲覧システムによる方法。

(登録簿等の持ち出しの禁止)

第7条 閲覧者は、登録簿等及びこれに関する書面等を閲覧所以外に持ち出してはならず、複写機による転写又はカメラによる撮影をしてはならない。

(閲覧の停止及び禁止)

第8条 本会は、登録簿等を閲覧し、又は閲覧しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、閲覧を停止し、又は禁止することができる。

- (1) 他の閲覧者に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められるとき
- (2) この規則に違反し、又は職員の指示に従わないとき
- (3) 登録簿等及びこれに関する書面等を汚損し、若しくは破損し、又はこれらのおそれがあると認められるとき。

(適用範囲)

第9条 登録簿等閲覧規則第2条、第3条、第5条、第7条及び第8条の規定は、閲覧所における一般の閲覧に供する場合に限り適用する。

(その他)

第10条 その他、閲覧の実施に関し必要な事項は、本会会長が定めることができる。

附 則

この規則は令和7年4月1日より施行する。